

概要版



みやき町 こども計画

こどもや若者に寄り添い
健やかに成長し幸福になれる
こどもまんなかの地域社会づくり



令和7年3月
佐賀県みやき町

計画策定の趣旨

みやき町（以下「本町」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「みやき町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援に関するさまざまな事業の推進に努めてきました。

「みやき町こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本町の全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。

また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」第17条に基づく「母子保健を含む育成医療等に関する計画」を内包するものとします。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画の基本的考え方



地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこどもが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう取組を進めます。

施策体系

基本理念	基本目標	施策分野
こどもや若者に寄り添い 健やかに成長し幸福になれる こどもまんなかの地域社会づくり	基本目標 1 こどもの権利を保障するまち 	1 こどもの権利の理解促進 2 こどもの意見表明・参加の促進 3 こどもの居場所・活動・体験の充実 4 こどもの権利の侵害の防止・相談支援
	基本目標 2 こどもが健康で幸せに育つまち 	1 母子の健康の確保及び増進 2 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援 3 こどもの発達支援・療育体制の充実
	基本目標 3 子育て家庭を支援するまち 	1 幼児教育・保育、子育て支援の充実 2 学校教育・社会教育・学習支援の充実 3 子育てや教育に関する経済的な支援 4 共働きできる環境づくり 5 こども・若者の生を守る安全対策の推進 6 生活に困難を抱える子育て家庭への支援
	基本目標 4 自分らしく生きられるまち	1 若者の居場所・活動社会参画の充実 2 若者の課題解決に向けた相談支援 3 結婚を希望する若者への支援
	基本目標 5 こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援するまち	1 包括的な支援体制の構築 2 地域における子育て支援活動の推進

ライフステージにおける主な取組

カテゴリ	妊娠・出産期	乳幼児	小学生
相談支援 健康診査 こどもの居場所づくり等	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センター事業 ● 妊婦健康診査 ● 産婦健康診査 ● 産後ケアの実施 ● 妊産婦・赤ちゃん訪問指導 ● 育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児相談 ● 母子手帳アプリ「みやっきー」 ● 相談体制の充実と相談機関の連携 ● 乳幼児健康診査 ● 乳幼児歯科健康診査 ● 歯科保健事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● こどもの医療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブ ● 放課後子ども教室 ● 性犯罪・性暴力被害者支援 ● みやっきーハブ
障がい児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診及び相談の実施 ● 健診・相談後の支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援の提供 ● 医療的ケア児への支援の推進 ● 保育所等における受け入れ体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校等と連携 ● インクルーシブ教育の実現 ● 就学相談の実施 ● 学校教育施設等の整備
保育サービス 教育		<ul style="list-style-type: none"> ● 延長保育 ● 一時預かり ● 病児・病後児保育 ● ファミリー・サポート・センター事業 ● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ● 利用者支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・保育園との連携 ● スクールカウンセラーの活用 ● 不登校児童生徒への支援
就労ほか			
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産子育て応援ギフト（R6まで） ● 妊婦支援給付金（R7から変更予定） ● 出生祝金支給事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等医療費助成 ● ひとり親家庭自立支援事業 ● 副食費の免除 ● 保育料の軽減（第2子以上入所の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食費補助 ● 要保護及び準要保護児童生徒への就学支援

	中学生	高校生相当	若者（18～39歳）
ラブ 教室 力の防止			●心配ごと相談所の開設
ウス			
した支援の推進 ブ教育の推進 施 のバリアフリー			●障がいを持つ人への団体と連携した相談支援の充実
所と小学校との ンセラーの配置 徒支援事業	●職場体験学習事業		
		●高校中退後の就労支援や復学・就学のための取組	●就労・キャリアデザイン支援 ●婚活支援事業
助 要保護児童生徒		●育英資金貸付	

数値目標



本計画の評価にあたり、以下の成果指標を基本方針ごとに設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

基本目標	成果指標	現状 (R6)	目標 (R11) (※3)
基本目標1 こどもの権利を 保障するまち	自分が幸せだと思いますかという問に対して「そう思う」と回答した人の割合 (※1)	45.0%	55.9%
	こどもの権利を知っている人の割合 (※2)	37.7%	47.0%
基本目標2 こどもが健康で 幸せに育つまち	妊娠・出産支援に満足している人の割合 (※2)	62.8%	73.0%
	健康づくり支援に満足している人の割合 (※2)	46.1%	57.4%
基本目標3 子育て家庭を 支援するまち	仕事と育児を両立しやすい環境となっていると思う人の割合 (※2)	36.9%	47.0%
	子どもの遊びや体験活動の機会や場に満足している人の割合 (※2)	51.1%	60.9%
	不登校・ひきこもりに対する支援に満足している人の割合 (※2)	17.7%	27.8%
基本目標4 自分らしく 生きられるまち	悩みごとを「相談する相手がいない」、「相談しない人」の割合 (※1)	12.3%	6.1%
	自分は役に立たないと感じる人の割合 (※1)	24.3%	12.6%
	社会のために役立つことをしたいと思いますかという問に対して、「そう思う」と回答した人の割合 (※1)	27.9%	37.7%
基本目標5 こども・若者の 健やかな成長を 地域全体で支援するまち	「地域」が居場所となっている人の割合 (※1)	66.8%	76.8%

※1 「子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査」参照

※2 「子ども・子育て支援に関するアンケート」参照

※3 目標値は、年2%程度の改善、計画期間5年でおおよそ10%程度の改善を想定して設定

計画の推進体制



— 1 —

庁内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、こども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野が連携して取り組む必要があります。そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、町内関係機関や県・国との更なる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

— 2 —

情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、町民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ、こどもに関わる機関や企業、地域団体等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

— 3 —

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き当該制度の周知を図ります。また、対象施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行います。

